

寝屋川市第1号事業支給費(介護予防・日常生活支援総合事業)

単位数サービスコード表(平成29年4月版)

寝屋川市における介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)のうち、指定事業者により実施する事業(指定第1号事業)及び介護予防ケアマネジメントについて、当該サービスコードを使用し第1号事業支給費を請求します。

【寝屋川市の介護予防・日常生活支援総合事業の対象者】

- ・ 寝屋川市の被保険者(住所地特例適用被保険者を除く。)
- ・ 他市町村の被保険者で寝屋川市内の住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者

サービス種別	サービス種別コード	備考
訪問型サービス(現行相当)	A2	みなし指定事業者及び訪問型サービス(現行相当)の指定を受けた事業者が使用します。
訪問型サービス(基準緩和)	A3	訪問型サービス(基準緩和)の指定を受けた事業者が使用します。
通所型サービス(現行相当)	A6	みなし指定事業者及び通所型サービス(現行相当)の指定を受けた事業者が使用します。
通所型サービス(基準緩和)	A7	通所型サービス(基準緩和)の指定を受けた事業者が使用します。
通所型サービス(短期集中)	A7	通所型サービス(短期集中)の指定を受けた事業者が使用します。

※ 現時点における案のため、今後内容に変更が生じる場合があります。

1 寝屋川市訪問型サービス(現行相当)サービスコード表(給付率9割・8割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	暫定対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818		
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051		
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		暫定対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38		1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34		
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	暫定対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635		
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102			
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472			
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	暫定対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77	1日につき		
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54			
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69			
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	暫定対象者・ 要支援2(週3 回程度)3,704 単位		3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593		
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334			
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334			
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	暫定対象者・ 要支援2(週3 回程度)122 単位		122	1日につき		
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85			
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110			
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	ホ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 86/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 48/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算			

2-1 寝屋川市訪問型サービス(基準緩和)サービスコード表(給付率9割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービス(基準緩和)Ⅰ9割	イ 訪問型サービス(基準緩和)費(Ⅰ)	暫定対象者・要支援1・2(週1回程度)851単位	851	1月につき	
A3	1002	訪問型サービス(基準緩和)Ⅰ9割日割		暫定対象者・要支援1・2(週1回程度)28単位	28	1日につき	
A3	1011	訪問型サービス(基準緩和)Ⅱ9割	ロ 訪問型サービス(基準緩和)費(Ⅱ)	暫定対象者・要支援1・2(週2回程度)1,702単位	1,702	1月につき	
A3	1012	訪問型サービス(基準緩和)Ⅱ9割日割		暫定対象者・要支援1・2(週2回程度)56単位	56	1日につき	
A3	1021	訪問型サービス(基準緩和)Ⅲ9割	ハ 訪問型サービス(基準緩和)費(Ⅲ)	暫定対象者・要支援2(週3回程度)2,553単位	2,553	1月につき	
A3	1022	訪問型サービス(基準緩和)Ⅲ9割日割		暫定対象者・要支援2(週3回程度)84単位	84	1日につき	
A3	1031	訪問型サービス(基準緩和)初回加算9割	ニ 初回加算		200単位加算	200	1月につき

2-2 寝屋川市訪問型サービス(基準緩和)サービスコード表(給付率8割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1101	訪問型サービス(基準緩和)Ⅰ8割	イ 訪問型サービス(基準緩和)費(Ⅰ)	暫定対象者・要支援1・2(週1回程度)851単位	851	1月につき	
A3	1102	訪問型サービス(基準緩和)Ⅰ8割日割		暫定対象者・要支援1・2(週1回程度)28単位	28	1日につき	
A3	1111	訪問型サービス(基準緩和)Ⅱ8割	ロ 訪問型サービス(基準緩和)費(Ⅱ)	暫定対象者・要支援1・2(週2回程度)1,702単位	1,702	1月につき	
A3	1112	訪問型サービス(基準緩和)Ⅱ8割日割		暫定対象者・要支援1・2(週2回程度)56単位	56	1日につき	
A3	1121	訪問型サービス(基準緩和)Ⅲ8割	ハ 訪問型サービス(基準緩和)費(Ⅲ)	暫定対象者・要支援2(週3回程度)2,553単位	2,553	1月につき	
A3	1122	訪問型サービス(基準緩和)Ⅲ8割日割		暫定対象者・要支援2(週3回程度)84単位	84	1日につき	
A3	1131	訪問型サービス(基準緩和)初回加算8割	ニ 初回加算		200単位加算	200	1月につき

3 寝屋川市通所型サービス(現行相当)サービスコード表(給付率9割・8割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54 単位	54	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2(週1回程度)	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			54 単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2	ロ 通所型サービス費(独自)	暫定対象者・要支援2(週2回程度)	3,377 単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111 単位	111	1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	376 単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376 単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		暫定対象者・要支援2(週2回程度)	752 単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ニ 生活機能グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ホ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ト 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	ヌ サービス 提供体制強 化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	72 単位加算	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/212		要支援2(週1回程度)	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12		暫定対象者・要支援2(週2回程度)	144 単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)ロ	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	48 単位加算	48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/222		要支援2(週1回程度)	48 単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22		暫定対象者・要支援2(週2回程度)	96 単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	24 単位加算	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22		要支援2(週1回程度)	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2	暫定対象者・要支援2(週2回程度)	48 単位加算	48		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員 処遇改善加 算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 40/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 22/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

3 寝屋川市通所型サービス(現行相当)サービスコード表(給付率9割・8割)

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型 サービス費 (独自)	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		暫定対象者・要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型 サービス費 (独自)	暫定対象者・要支援1(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員が欠員 の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		暫定対象者・要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

4-1 寝屋川市通所型サービス(基準緩和)サービスコード表(給付率9割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A7	1001	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎入浴	イ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(I)	暫定対象者・要支援1・2(週1回程 度)	送迎あり・入浴あり	1,151 単位	1,151	1月につき
A7	1002	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎入浴・日割			サービス費	38 単位	38	1日につき
A7	1003	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎			送迎あり・入浴なし	1,011 単位	1,011	1月につき
A7	1004	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎・日割			33 単位	33	1日につき	
A7	1005	通所型サービス(基準緩和) I 9割入浴			送迎なし・入浴あり	1,023 単位	1,023	1月につき
A7	1006	通所型サービス(基準緩和) I 9割入浴・日割			34 単位	34	1日につき	
A7	1007	通所型サービス(基準緩和) I 9割			送迎なし・入浴なし	883 単位	883	1月につき
A7	1008	通所型サービス(基準緩和) I 9割・日割			29 単位	29	1日につき	
A7	1011	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎入浴	ロ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(II)	暫定対象者・要支援2(週2回程 度)	送迎あり・入浴あり	2,302 単位	2,302	1月につき
A7	1012	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎入浴・日割			76 単位	76	1日につき	
A7	1013	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎			送迎あり・入浴なし	2,022 単位	2,022	1月につき
A7	1014	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎・日割			67 単位	67	1日につき	
A7	1015	通所型サービス(基準緩和) II 9割入浴			送迎なし・入浴あり	2,046 単位	2,046	1月につき
A7	1016	通所型サービス(基準緩和) II 9割入浴・日割			67 単位	67	1日につき	
A7	1017	通所型サービス(基準緩和) II 9割			送迎なし・入浴なし	1,766 単位	1,766	1月につき
A7	1018	通所型サービス(基準緩和) II 9割・日割			58 単位	58	1日につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A7	1021	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎入浴・定超	イ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(I)	暫定対象者・要支援1・2(週1回程 度)	送迎あり・入浴あり	1,151 単位	定員超過の場合 × 70%	806	1月につき
A7	1022	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎入浴・定超・日割			サービス費	38 単位		27	1日につき
A7	1023	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎・定超			送迎あり・入浴なし	1,011 単位		708	1月につき
A7	1024	通所型サービス(基準緩和) I 9割送迎・定超・日割			33 単位	23		1日につき	
A7	1025	通所型サービス(基準緩和) I 9割入浴・定超			送迎なし・入浴あり	1,023 単位		716	1月につき
A7	1026	通所型サービス(基準緩和) I 9割入浴・定超・日割			34 単位	24		1日につき	
A7	1027	通所型サービス(基準緩和) I 9割・定超			送迎なし・入浴なし	883 単位		618	1月につき
A7	1028	通所型サービス(基準緩和) I 9割・定超・日割			29 単位	20		1日につき	
A7	1031	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎入浴・定超	ロ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(II)	暫定対象者・要支援2(週2回程 度)	送迎あり・入浴あり	2,302 単位	定員超過の場合 × 70%	1,611	1月につき
A7	1032	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎入浴・定超・日割			76 単位	53		1日につき	
A7	1033	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎・定超			送迎あり・入浴なし	2,022 単位		1,415	1月につき
A7	1034	通所型サービス(基準緩和) II 9割送迎・定超・日割			67 単位	47		1日につき	
A7	1035	通所型サービス(基準緩和) II 9割入浴・定超			送迎なし・入浴あり	2,046 単位		1,432	1月につき
A7	1036	通所型サービス(基準緩和) II 9割入浴・定超・日割			67 単位	47		1日につき	
A7	1037	通所型サービス(基準緩和) II 9割・定超			送迎なし・入浴なし	1,766 単位		1,236	1月につき
A7	1038	通所型サービス(基準緩和) II 9割・定超・日割			58 単位	41		1日につき	

4-2 寝屋川市通所型サービス(基準緩和)サービスコード表(給付率8割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A7	1101	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎入浴	イ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(Ⅰ)	暫定対象者・要支援1・2(週1回程 度)	送迎あり・入浴あり	1,151 単位	1,151	1月につき
A7	1102	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎入浴・日割			サービス費	38 単位	38	1日につき
A7	1103	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎			送迎あり・入浴なし	1,011 単位	1,011	1月につき
A7	1104	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎・日割			33 単位	33	1日につき	
A7	1105	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割入浴			送迎なし・入浴あり	1,023 単位	1,023	1月につき
A7	1106	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割入浴・日割			34 単位	34	1日につき	
A7	1107	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割			送迎なし・入浴なし	883 単位	883	1月につき
A7	1108	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割・日割			29 単位	29	1日につき	
A7	1111	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎入浴	ロ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(Ⅱ)	暫定対象者・要支援2(週2回程 度)	送迎あり・入浴あり	2,302 単位	2,302	1月につき
A7	1112	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎入浴・日割			76 単位	76	1日につき	
A7	1113	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎			送迎あり・入浴なし	2,022 単位	2,022	1月につき
A7	1114	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎・日割			67 単位	67	1日につき	
A7	1115	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割入浴			送迎なし・入浴あり	2,046 単位	2,046	1月につき
A7	1116	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割入浴・日割			67 単位	67	1日につき	
A7	1117	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割			送迎なし・入浴なし	1,766 単位	1,766	1月につき
A7	1118	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割・日割			58 単位	58	1日につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A7	1121	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎入浴・定超	イ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(Ⅰ)	暫定対象者・要支援1・2(週1回程 度)	送迎あり・入浴あり	1,151 単位	定員超過の場合 × 70%	806	1月につき
A7	1122	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎入浴・定超・日割			サービス費	38 単位		27	1日につき
A7	1123	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎・定超			送迎あり・入浴なし	1,011 単位		708	1月につき
A7	1124	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割送迎・定超・日割			33 単位	23		1日につき	
A7	1125	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割入浴・定超			送迎なし・入浴あり	1,023 単位		716	1月につき
A7	1126	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割入浴・定超・日割			34 単位	24		1日につき	
A7	1127	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割・定超			送迎なし・入浴なし	883 単位		618	1月につき
A7	1128	通所型サービス(基準緩和)Ⅰ8割・定超・日割			29 単位	20		1日につき	
A7	1131	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎入浴・定超	ロ 通所型 サービス費 (基準緩和) 費(Ⅱ)	暫定対象者・要支援2(週2回程 度)	送迎あり・入浴あり	2,302 単位	定員超過の場合 × 70%	1,611	1月につき
A7	1132	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎入浴・定超・日割			76 単位	53		1日につき	
A7	1133	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎・定超			送迎あり・入浴なし	2,022 単位		1,415	1月につき
A7	1134	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割送迎・定超・日割			67 単位	47		1日につき	
A7	1135	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割入浴・定超			送迎なし・入浴あり	2,046 単位		1,432	1月につき
A7	1136	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割入浴・定超・日割			67 単位	47		1日につき	
A7	1137	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割・定超			送迎なし・入浴なし	1,766 単位		1,236	1月につき
A7	1138	通所型サービス(基準緩和)Ⅱ8割・定超・日割			58 単位	41		1日につき	

5-1 寝屋川市通所型サービス(短期集中)サービスコード表(給付割合9割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	2001	通所型サービス(短期集中)Ⅰ9割・送迎なし	イ 通所型サービス(短期集中)費(Ⅰ)	暫定対象者・要支援1・2、送迎なし	375 単位	375	1回につき
A7	2002	通所型サービス(短期集中)Ⅱ9割・送迎あり	ロ 通所型サービス(短期集中)費(Ⅱ)	暫定対象者・要支援1・2、送迎あり	407 単位	407	1回につき

5-2 寝屋川市通所型サービス(短期集中)サービスコード表(給付割合8割)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	2101	通所型サービス(短期集中)Ⅰ8割・送迎なし	イ 通所型サービス(短期集中)費(Ⅰ)	暫定対象者・要支援1・2、送迎なし	375 単位	375	1回につき
A7	2102	通所型サービス(短期集中)Ⅱ8割・送迎あり	ロ 通所型サービス(短期集中)費(Ⅱ)	暫定対象者・要支援1・2、送迎あり	407 単位	407	1回につき

6 寝屋川市介護予防ケアマネジメント費用コード表

費用コード 種類	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	暫定対象者・要支援1・2	430 単位	430	1月につき
1002	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300	1月につき
1003	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300 単位加算	300	1月につき
1011	介護予防ケアマネジメント(初回のみ)	イ 介護予防ケアマネジメント(初回)費	事業対象者・暫定対象者・要支援1・2	430 単位	430	1月につき

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	開始	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	変更日 サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
		・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	変更日 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
夜間対応型訪問介護	開始	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
訪問看護(定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業 所と連携して訪問看護を行 う場合)	開始	・区分変更(要介護1～5の間) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	変更日 契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型 共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護 (短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介 護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短 期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	終了	・区分変更(要介護1～5の間) ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	変更日 契約解除日 (満了日) (開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型 共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護 (短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介 護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短 期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護)	契約日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	
		・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	
	終了	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)	退所日
		・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
終了	・区分変更(要介護→要支援)	契約解除日	
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)		
	・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	(満了日) (開始日)	
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)	入所日の前日	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始	・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
		・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 契約日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 契約解除日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) 退居日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) 契約解除日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 退所日の翌日	
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 契約解除日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) サービス提供日の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) 入居日の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) 入所日の前日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
月額報酬対象サービス全て (居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 	-

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業に係る暫定ケアプラン
に基づくサービスの利用について

平成 29 年 4 月 1 日以降、要介護（支援）認定結果が出るまでの間に暫定ケアプランに基づきサービスを利用する場合、「介護給付の利用を開始するまでの間は介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス（以下「事業サービス」といいます。）の利用を継続することが可能」であることから、利用者の負担を考慮した上でサービス計画を作成してください。

なお、事業サービスのうち、自立支援型地域ケア会議の対象となるサービスを利用する場合は、サービス提供前に会議を経る必要があります。

条件	請求可能なサービス	請求不可のサービス (全額自己負担)
要介護と認定されると見込み、サービスを利用していた結果、要支援と認定された場合	訪問介護、通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）	訪問介護、通所介護
要支援と認定されると見込み、サービスを利用していた結果、要介護と認定された場合	① 事業サービス以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）	事業サービス
	② 事業サービス ※ 自立支援型地域ケア会議の対象となるサービスを利用する場合はサービス提供前に会議を経る必要があります。	事業サービス以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）

給付管理は月末時点で利用するサービスに応じ、地域包括支援センター、介護予防支援事業所（原案作成委託先居宅介護支援事業所）、居宅介護支援事業所のいずれかが行います。

月末時点で利用するサービス	給付管理を行う事業所
介護サービス	居宅介護支援事業所
介護予防サービス	介護予防支援事業所（原案作成委託先居宅介護支援事業所）
事業サービスのみ	地域包括支援センター（原案作成委託先居宅介護支援事業所）